## 第5回 飯島町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会 次第

5 閉会

ᄽ	, J <u>E</u>	1 <b>5</b> 0	( <del>( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( </del>	#P 111 #1				ЖC	V 77 7 15		, p   E	<b>4</b> % .	化女员	<b>女</b> ?	人和
										7年10					:30 分
							場	別:	<b>販</b> 島	町役場	2	陷	防災事	会至	
1	開	会													
_		V													
2 7	あい	さつ													
3 t	協議	事項													
			マス?	タープ <sup>-</sup>	ランの	検討に	ついて	-	【資料	1]					
(2)	立地	<b>边</b> 適正	化計画	画の検討	対につ	いて	【資料	2]							
(3)	今後	後の策	定委員	員会に′	ついて										
4 -	その	他													

## 飯島町都市計画マスタープラン及び飯島町立地適正化計画策定委員会 名簿

任期:委嘱の日~令和8年3月31日

令和7年7月1日現在

任期:委嘱の日	~令和8年3月: 	令和7年7月1日現在				
区 分	部門	団体名等	氏 名	備考		
学識経験者	都市計画	信州大学工学部 水環境・土木工学科 助教	森本 瑛士	副委員長		
公募町民	町民	公募町民	五十鈴川明			
関係団体	区長	飯島町四区連絡協議会	久保田 英一			
関係団体	医療機関	町内医師・歯科医師・薬剤師	野々村 邦夫			
関係団体	福祉団体	飯島町社会福祉協議会 事務局次長	酒井 武志			
関係団体	教育機関	飯島町教育委員会 教育委員	竹内 榮一			
関係団体	公共交通	地域循環バス運行事業者 セブン自動車有限会社	熊谷 良一			
関係団体	子育て支援	飯島町地域子育て支援センター 所長	伊澤 美恵	R7. 7. 1から		
関係団体	子育て支援	子育て世代町民	神座 想	R7. 7. 1から		
関係団体	子育て支援	子育て世代町民	堀内 恵未	R7. 7. 1から		
関係団体	農業施策	飯島町農業経営者会議 会長	北澤 恒男			
関係団体	経済施策	飯島町商工会 会長	野村肇			
関係団体	建築施策	長野県建築士会上伊那支部 監事・顧問	小林 義美	委員長		
関係団体	不動産施策	伊南不動産組合 飯島地区担当	下平 和宏			
行政機関	長野県	伊那建設事務所 所長	川上 学			
	1	•				
	建設水道課長		片桐 雅之			
事 務 局	建設水道課	都市計画係長	宮下純哉			
<del>す</del> 幼 川	建設水道課	都市計画係 主査	竹沢 歩			
	建設水道課	都市計画係 主査	三輪翼			
○計画策定業務	委託先					
	都市デザイン	室室長	松澤 等			
技建開発 株式会社	都市デザイン	室 室長補佐	森 さおり			
	都市デザイン		齊藤 凌			

○飯島町都市計画マスタープラン及び飯島町立地適正化計画策定委員会要綱

令和5年11月21日

告示第74号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画の策定に当たり、広く町民から意見を聴取するため、飯島町都市計画マスタープラン及び飯島町立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、飯島町都市計画マスタープラン及び飯島町立地適正化計画の案について、意見を述べ、又は提言を行うこととする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 識見を有する者
  - (2) 公募による者
  - (3) 都市計画に関係する団体の者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。